

東産発第 72-3 号

令和 7 年 3 月 12 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

東郷町長 石橋 直季

市町村名 (市町村コード)	東郷町 (302)
地域名 (地域内農業集落名)	傍示本地區 (傍示本集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 2 月 25 日 (第 1 回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

基幹作物は水稻で、その他、多品目の露地野菜等の栽培を行っている。大都市近郊という立地により、他産業への農業労働力の流出が多い。また、75才以上の農業者による耕作面積の割合は約 2 割で高齢化が進んでいる。高齢により 10 年以内に離農を検討している担い手もいるため、遊休農地増加の懸念がある。都市近郊農業として特色ある農業の振興を図り、活力ある農業の育成と新たな担い手の育成が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・環境負荷の低減を図るため、土づくりと化学肥料及び化学農薬の使用量の削減に資する生産技術を活用する。
- ・高付加価値の農産物の増産を進め、農業所得向上を目指す。
- ・農地の円滑な流動化を促進させ、担い手への農地の集積と農法別による農地の集約を進める。
- ・耕作放棄地の解消及び発生防止をするため、多様な目的での農地の活用方法を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	110.54 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用することで、認定農業者や認定新規就農者への農地の集積、集約化を検討していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
目標地図に沿った農地利用がなされるよう、あいち尾東農協等の関係機関と連携しながら農地中間管理事業を活用し、集約化を推進する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積、集約化を図るため、農地の大区画化、汎用化等の基盤整備について検討をしていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
町の行う農業推進施策を広く地域へ発信し、地域内外から多様な経営体を確保するとともに、関係機関と連携して研修、指導、相談対応に取り組み、就農準備から定着まで一貫したサポートを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託は、農業経営の効率化による規模拡大及び農地の維持を図るために必要であることから、引き続き、認定農業者に農作業の委託をした者に対し、委託経費を支援していく。

以下任意記載事項

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③スマート農業を推進し、農産物の品質向上や農作業の省力化を図る。
⑩体験農園・マルシェ等を通して、子どもから高齢者まで幅広い世代が農業を体験し、地域の農産物に触れ、食す機会を創出することで、農業の魅力の再確認及びPRを図る。また、耕作放棄地化の防止のため、生きがい作り、子どもの健やかな成長の場としての活用等、多様な目的での農地活用を検討する。
⑩大型商業施設などを絡めたイベント等の地域活動を検討し、地域農産物のPR及び販売促進を図る。